

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	497号北波多IC通行止外作業
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀国道事務所長 山田 隆 則 佐賀市新中町5-10
契約締結日	平成30年 7月 5日
契約の相手方の 氏名及び住所	将栄建設株式会社 代表取締役 毛利 学 佐賀県唐津市相知町千束2000番地
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥2,883,600-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥2,883,600-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 4 9 7 号北波多 I C 通行止外作業
2. 履 行 場 所 佐賀県唐津市北波多上平野地先外（発注者の指示する場所）
3. 契約の相手方 会 社 名： 将栄建設(株)
住 所： 佐賀県唐津市相知町千束2000
電話番号： (0955)62-2950
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 目的、内容及び随意契約に付する理由

(1) 目 的

本作業は、降雨の影響により内部基準である事前通行規制基準雨量に達する恐れがあることから通行止作業を行うとともに被災箇所における迂回路の誘導のため並びにひび割れ路面の開削確認のために出動要請を行うものである。

(2) 理 由

梅雨前線の影響により、平成30年7月5日からの降雨により事前通行規制基準に達する恐れがあり、法面崩壊などが発生した場合に、通行車両や人々を危険から守ることを目的として緊急に通行止作業を行うとともに、被災箇所の迂回路の誘導並びにひび割れ路面の開削確認のため「災害時における応急対策業務に関する基本協定」に基づき上記業者と、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条4第3号に基づき、随意契約を行い作業の円滑な遂行を図るものである。

(随意契約理由書作成者)

佐賀国道事務所

管理第二課長